

関 係 各 位

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」について（通知）

日頃から道の介護保健福祉行政については、特段のご配慮を賜り感謝申し上げます。

平成29年3月9日付け老発0309第5号により、介護職員処遇改善加算に係る取扱いが通知されましたのでお知らせするとともに、道の取扱いについて次のとおり道のホームページに掲載しておりますので、周知について特段の配慮をお願いいたします。

記

1 平成29年度の主な変更点

- ・ 新たな加算（Ⅰ）の創設、キャリアパス要件Ⅲの新設
→このため、H28年度加算（Ⅰ）～（Ⅳ）は、H29年度から加算区分（Ⅱ）～（Ⅴ）にスライドとなります。
- ・ 加算率の変更（国通知別紙1 表1 加算算定対象サービス参照）

2 届出様式等

当該のHPに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/shoguukaizen.htm>

(1) 国通知書類

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成29年3月9日老発0309第5号 厚生労働省老健局長通知）

(2) 提出書類一覧及び留意事項

「平成29年度 介護職員処遇改善計画書 提出書類一覧及び留意事項」のとおり

（加算Ⅰを取得する場合）←特に留意してください。

- ・ ①就業規則（写）、②給与規程（写）、③労働保険加入確認書類（写）については過去に提出している場合でも省略せず、必ず提出すること。
- ・ キャリアパス要件Ⅲを満たすことを示す場合、①、②の該当箇所に付せん・マーカーで明示すること。

5 計画書提出期限（各指定権者期限）

平成29年4月15日

※平成29年4月1日算定開始の介護職員処遇改善加算のみの特例期限です。

他の加算は期限延期の特例はありません。

事業指定グループ
主査（調整）
011-204-5935